



後期高齢者医療制度の（政府の）「2 割負担」の配慮措置終了、自己負担金上昇する場合があります

10 月 01 日(水) ~

75 歳以上、収入有るの負担 2 割の場合
今:1 割→2 割の上昇限度 3000 円(緩和)
→R7.10 月~緩和なし。上限 18000 円

例) 診療費 5 万円の場合

①3 年前迄は一律 1 割負担で 5000 円の自己負担だったが、

→②3 年前~R7 の 9 月迄は収入がある程度の見込める方は 2 割で

負担 1 万だが、いきなり 1 万にはならず緩和で 8000 円だった。

→③今度 10 月からは 1 万円を支払う御理解のほど宜しくお願い致します。



ITOKC 2025.9.18